

YMCA サービス・ユース資金運用細則

(名称)

第 1 条 この資金は、YMCA サービス・ユース資金と称し、略称を Y サ資金とする。

(目的)

第 2 条 この資金は、国際アレキサンダー奨学資金（以下、「ASF」という）、YMCA サービス事業、YMCA が実施する主事研修、リーダー研修、ユースなどに対する活動の支援を目的とする。

(資金)

第 3 条 この資金は、自由献金等、その他の収入をもってまかう。

(予算)

第 4 条 事業主任は年度資金計画を立て、理事に予算申請をし、区役員会の承認を得る。

(管理・運用)

第 5 条 この資金は、定款13条第2項Aに基づき特別資金会計として区会計が収納・管理し、YMCA サービス・ユース事業委員会（以下、「委員会」という）により運用される。

(運用の基準)

第 6 条 この資金は、次の基準により運用される。

- ① クラブまたは部と YMCA の協働プログラムへの支援
- ② 日本 YMCA 同盟および各地 YMCA のプログラム、特に青年達が実施するプログラムへの支援
- ③ 国際 ASF への献金
- ④ 西日本区と日本 YMCA 同盟の YMCA サービス関連の協働プログラムへの支援
- ⑤ ユースクラブへの支援
- ⑥ ユースコンボケーション参加への支援
- ⑦ その他、委員会の認める YMCA サービス活動、ユース活動に資する事業への支援

(支援金の申請)

第 7 条 この資金からの支援を受けようとするクラブ、部および日本 YMCA 同盟は、資金援助申請書（様式 1）に所定事項を記入の上、部主査、部長を経て、事業主任に提出する。

(支援金の審議)

第 8 条 資金援助申請書が提出されたときは、委員長は速やかに委員会を招集し、申請内容を審議する。

(支出の決議・承認)

第 9 条 この資金の支出は、委員会の決議を経て、理事が承認する。

(実施報告)

第 10 条 この資金の支援を受けたクラブなどは、当該事業終了後速やかに実施報告書（様式 2）を作成の上、部主査、部長を経由し事業主任に提出する。

(改正)

第 11 条 この細則は区役員会の承認を経ることにより改正することが出来る。

2001年4月8日 改正	2001年7月1日 施行	2003年6月14日 改正	2003年7月1日 施行
2009年6月6日 改正	2009年7月1日 施行	2022年4月3日 改正	2022年4月3日 施行